東温保第１８０号
平成１８年６月５日

県内保険医療機関
県内保険薬局　御中
県内接骨院

東温市長　高須賀　功
（公印省略）

乳幼児医療費助成事業の拡大（東温市単独事業）に伴う事務取扱いについて
（お願い）

日頃より、福祉医療費助成事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、当市では、多子世帯の子育て支援を目的に、平成１８年７月１日から下記のとおり乳幼児医療における通院医療費の助成拡大を実施することになりました。

ご繁忙のこととは存じますが、本助成事業の趣旨をご理解いただき、当市乳幼児の保健の向上と福祉増進のため、今後ともより一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１　概要

現在通院医療費助成の対象者となる「０歳児～３歳未満児」に加え、「多子世帯の第２子以降である３歳以上児～小学校就学前児」を対象とします。

資格要件は、次のとおりです。

（１）東温市に住所を有すること
（２）年齢が「３歳～６歳（小学校就学前）」であること
（３）保護者に監護されている兄または姉がいること
（４）他の医療費助成（母子家庭、重度心身障害者等）、生活保護法による医療扶助を受けていないこと

＜現行＞

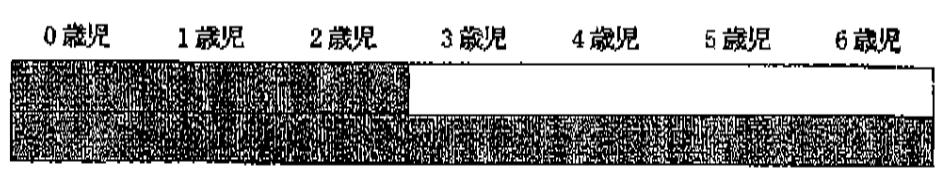

＜新設＞　第２子以降の幼児に限り助成（東温市単独事業）

２　市民への周知について

市民には、市広報６月号及び市ホームページで周知するとともに、３歳以上～小学校就学前の幼児のいる世帯全戸に個別に通知し、平成１８年６月中に事前申請をしていただくよう、案内します。

3　事務の取扱いについて

（1）受給資格証について

ア　上記の案内により事前申請を受理、認定した方に対し、**平成１８年７月１日から有効**の受給資格者証を交付します。７月１日以降申請分については、申請日からの認定になります。

イ　**オレンジ色の証を新設、「東温市単独助成事業」、通院有効期間「３歳以上～小学校就学前」に該当する期日を表記**し、従来の乳幼児医療費受給資格証（水色）と区別します。

（2）一部負担金、診療報酬の請求方法について

従来の福祉医療費と同様になります。「**公費負担者番号 72380157**」で、「福祉医療支給申請・請求明細書」、「診療報酬明細書」又は「支給申請書」にてご請求ください。

なお、他の福祉医療費助成事業との優先順位は、下図のとおりになりますので、ご請求の際にご確認をお願いします。

●福祉医療優先順位

通　院　　※今回新設分を「多子乳幼児」とします。

順位		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳児
1	乳幼児							
2	重心							
3	母子							
4	多子乳幼児							

入　院

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳児
乳幼児							

（3）その他

申請から認定・受給資格証の交付までは期間を要するため、一部、認定日から証が手元に届くまでの期間に受給資格者が通院医療費を負担（支払い）する場合があると思われます。この場合は、後日、受給資格者本人が、市役所で配布される所定の請求書に医療機関等の証明を受け、領収書を添付して申請すれば、市から払戻しを受けられます。このことについては証を交付する際に指導しますが、各医療機関等の窓口においても、受給資格者からの問い合わせ、依頼があった際には、市へ払戻しの申請を行う旨のご指導ならびに診療内容等の証明についてご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

東温市 保健福祉部 保険年金課
老人保健年金係（担当：高須賀、森本）
TEL（089）964－4408（課直通）
FAX（089）964－4446